

記者発表資料

扱い	テレビ・ラジオ	解禁日等は特にありません
	新聞	解禁日等は特にありません



『第4回西川利用対策会議』

～九州初となる不法船舶対策のスケジュール（素案）を議論します～

※九州初とは、

国が管理する九州地方の一級河川において、はじめて不法係留船対策である重点的撤去区域を設定していくことです。

平成 22 年 2 月 日
国 土 交 通 省
遠 賀 川 河 川 事 務 所

昨年5月より開催しております「西川利用対策会議」も今回で第4回目を迎えます。前回（第3回）は、9月に実施した実態調査の報告を行うとともに問題解決の方向性について意見交換しました。今回（第4回）は、今までの議論を踏まえ不法係留船対策の基本的な考え方を示すとともに、平成 22 年度からの撤去手順等を示すスケジュール（素案）を関係者のみなさんと議論していきます。

つきましては、報道関係の方々にご参加いただき、不法係留船対策の考え方やスケジュール（案）をご理解いただくとともに、検討内容を広く地域の方々に周知していただきたくお知らせする次第です。

記

1. 日時 平成22年3月11日（木） 16:30～18:30
2. 場所 河口堰管理支所 遠賀川河口館（水巻町猪熊 10-7-1）
3. 議題
 1. 遠賀川河口域における不法係留船対策の基本的考え方
 2. 遠賀川河口域における段階的な重点的撤去区域の設定（素案）
 3. 今後のスケジュール（素案）
 4. その他
4. 連絡先 遠賀川河川事務所 占用調整課 担当：江口、松村
TEL 0949-22-1830（遠賀川河川事務所）
093-201-1675（河口堰管理支所）

～西川利用対策会議とは～

遠賀川は九州北部を代表する河川であり、多くの方々に水と親しむ憩いの場として幅広く利用されています。しかし、バブル期にプレジャーボートの所有が増加した結果、河口部周辺の河川区域内特に西川において、多数の船舶（H20現在：630隻）が係留されるようになりました。この為、周辺地域の住民に対する騒音やゴミなどの被害が大きな問題となっています。

また、河川に係留された船舶は、台風や大雨高潮等の際に河川の安全な流下を阻害する障害物となり、護岸等を破損する原因ともなるなど、大きな災害をもたらす可能性が高いことから、河川管理上も大きな問題となっています。

このため、国土交通省遠賀川河川事務所では、遠賀川水系（特に西川）を今後、係留船重点撤去区域に指定するなどにより秩序のある安全な河川空間にしていこうことを目標としています。重点撤去区域に指定された水域では、周辺環境の維持と治水の安全を確保するために、船舶の係留規制（強制撤去）が徹底されます。

その第一歩として、地域の住民が、安全で快適に川を利用することができるようにする為、様々な議論を行い、よりよい西川のあり方を模索・検討していくための、国、自治体（芦屋町・遠賀町）、地域住民、漁協、船舶使用者等からなる、西川利用対策会議を実施しております。

－開催経緯－

第1回 平成21年5月27日

第2回 平成21年8月26日

第3回 平成21年11月13日

【この記者発表に関する問い合わせ先】

国土交通省 遠賀川河川事務所

TEL 0949-22-1830

占用調整課

課長 江口(内線 341)

係長 松村(内線 342)

1. 遠賀川河口域の不法係留船対策 実施のための対象隻数

(隻)

		平成22年2月修正データ					
		総数	検査済	その他			
				検査切れ	不明	沈船	廃船
国	西川(JR鉄橋まで)	634	499	77	26	0	32
	本川等	147	87	12	13	0	35
	その他地域	35	12	0	1	0	22
県	吉原川	4	1	0	1	0	2
	戸切川	7	5	2	0	0	0
	江川	53	26	7	14	0	6
総計		880隻 (100%)	630隻 (72%)	98隻 (11%)	55隻 (6%)	0隻 (0%)	97隻 (11%)

保管施設へ誘導する隻数(630隻)

適切な移動・処理を指導する隻数(153隻)

適切な処理を実施する隻数(97隻)

検査済・切れ → 船舶の安全等を確保するために日本小型船舶検査機構が実施する検査を適切に受けている船舶を検査済、検査を適切に受けていない船舶を検査切れとした

2. 遠賀川河口域に係留されている船舶所有者の 所在地分布

北九州市内→約50%
遠賀川河口周辺の町→約25%
(芦屋町、岡垣町、水巻町、遠賀町)

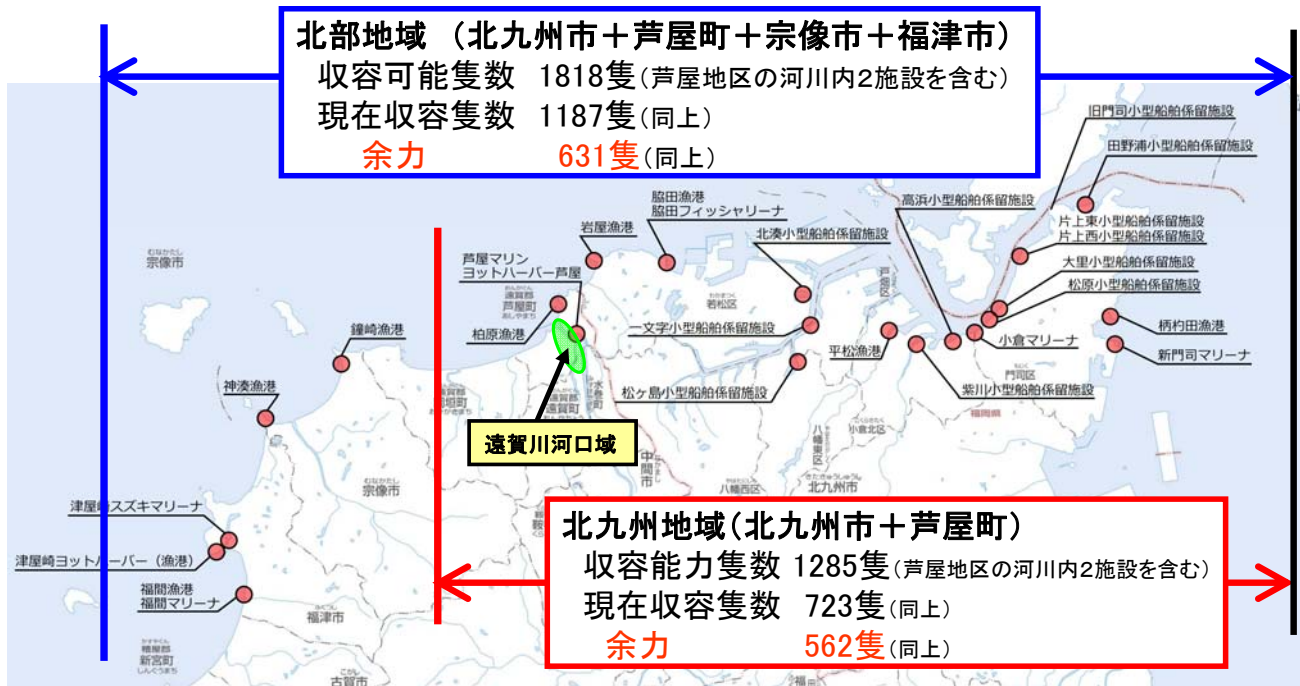
不法係留船の所有者の約75%が
北九州市・遠賀川河口部に分布

保管場所として北九州市・遠賀川
河口域周辺が妥当

地域	隻	割合
北九州市	339	49.42%
芦屋町	65	9.48%
岡垣町	42	6.12%
水巻町	38	5.54%
中間市	36	5.25%
遠賀町	26	3.79%
直方市	26	3.79%
宗像市	21	3.06%
その他(25市町)	93	13.56%
合計	686	100.00%

※日本小型船舶検査機構の登録データから作成

3. 北九州市・遠賀川河口周辺における係留施設状況



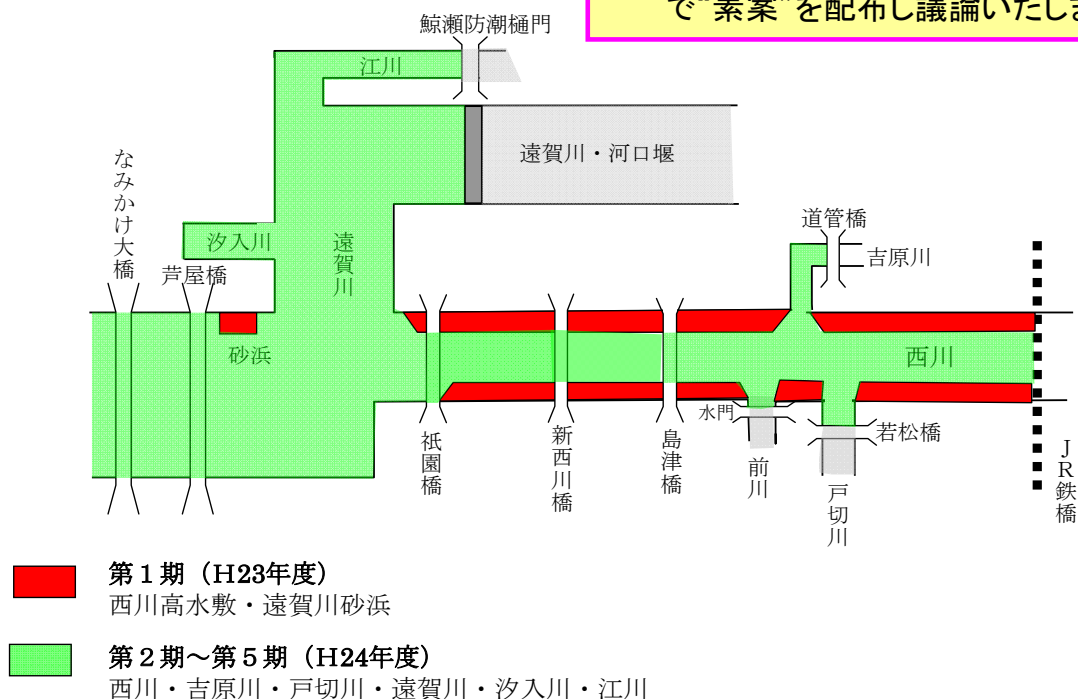
注1) 芦屋地区の河川内2施設(ヨットハーバー芦屋、芦屋マリン)
 →ただし、この2施設は、河川占用許可を受ける必要がある
 注2) 上記隻数には、脇田フィッシャリーナ(200隻)を含む

4. 遠賀川河口域における 不法係留船対策の基本的考え方

- 1) 平成23年度より段階的に重点的撤去区域を設定。
- 2) 誘導する不法係留船(630隻)の受け入れ施設は、**北部地区にある係留保管施設を活用する。**
(余力631隻・脇田フィッシャリーナ(200隻)を含む)
- 3) 重点的撤去区域は、**段階的に設定し**、西川高水敷・本川砂浜から開始し、西川等を設定したのち、本川等を重点的撤去区域とする。

5. 段階的な重点的撤去区域的の設定 (素案)

※第2期～第5期の設定区分(場所等)については、3月11日の会議の中で“素案”を配布し議論いたします。



6. 今後のスケジュール (素案)

<p>平成 22 年度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇遠賀川河口域水面利用協議会(仮称)の開催 →地元自治体・河川管理者・警察・海上保安庁等の関係機関による協議会 ◇不法係留船対策実施計画(仮称)の決定 →上記協議会によって実施計画(重点的撤去区域設定等)を決定 ◇不法係留船への指導・処分 →高水敷にある所有者不明等の船舶を廃棄物として処分
<p>平成 23 年度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇不法係留船対策実施計画(仮称)の公表および周知 ◇計画に基づいた第1期重点的撤去区域の設定 →西川高水敷と遠賀川本川砂浜 ◇第1期重点的撤去区域からの不法係留船の移動・撤去 →指導・簡易代執行・行政代執行等の実施

<p>平成 24 年度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇計画に基づいた第2期重点的撤去区域の設定 →西川・吉原川・戸切川・遠賀川・汐入川・江川等の一部 ◇第2期重点的撤去区域からの不法係留船の移動・撤去 →指導・処分・簡易代執行・行政代執行等の実施
<p>平成 24 年度 以降</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇計画に基づいた第3～5期重点的撤去区域の設定 ◇第3～5期重点的撤去区域からの不法係留船の移動・撤去 →指導・処分・簡易代執行・行政代執行等の実施

平成23年度に実施する主な指導・撤去(例)



西川高水敷にある船舶



西川高水敷にある電源ソケット



遠賀川本川砂浜にある船舶-1



遠賀川本川砂浜にある船舶-2